

ジクロロメタン取扱い業務の健康管理手帳交付対象業務への追加に係る検討について

1. 健康管理手帳制度の概要

労働安全衛生法第 67 条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第 23 条各号に掲げる、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則第 53 条第 1 項に規定する一定の要件を満たす者については、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し健康診断を実施している。

現在、健康管理手帳の交付対象業務は 13 業務、平成 25 年末における累積交付数の合計は、約 6 万 6 千件である。

2. 健康管理手帳交付の基本的考え方

労働安全衛生法第 67 条、労働安全衛生法施行令第 23 条に規定する健康管理手帳交付対象業務については、平成 7 年 12 月労働省の検討会がとりまとめた「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」において、以下の①～③のいずれの要件も満たす物質の取扱い業務等を、健康管理手帳の交付対象とすべきであるとされている。

- ① 当該物質等について重度の健康障害を引き起こすおそれがあるとして安全衛生の立場から法令上の規制が加えられていること
 - イ 製造等禁止物質
 - ロ 製造許可物質
 - ハ その他の規制物質等
- ② 当該物質等の取扱い等による疾病（がんその他の重度の健康障害）が業務に起因する疾病として認められていること
 - イ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病」等
 - ロ 中央労働基準審議会（※）の議を経て労働大臣の指定する疾病として、告示により指定された疾病（同別表第 1 の 2 第 8 号）
- ③ 当該物質等の取扱い等による疾病（がんその他の重度の健康障害）の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること

（※現行：労働政策審議会）

平成 7 年 12 月 4 日 健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告

なお、上記の要件の①ハの「その他の規制物質等」に該当するとして交付対象となっている物質等は、クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩、三酸化砒素、コークス又は製鉄用発生炉ガス、塩化ビニル

又はポリ塩化ビニル及び粉じん作業があり、これらは、特定化学物質障害予防規則等によるばく露防止対策の実施等とともに、健康診断については、労働安全衛生法第 66 条第 2 項等に基づき、事業者が、有害な業務に過去に従事し、現に事業者で使用されている労働者を対象に行う特殊健康診断の対象業務とされている。

また、上記の要件の③については、主として近年の労災認定の事例の数等を勘案してきたところである(別紙1参照)。

3. 新たに特殊健康診断の対象となったジクロロメタンの健康管理手帳交付対象業務への追加の検討について

(1) 現状

「第 10 回労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」(平成 25 年8月1日)において、ジクロロメタンの健康管理手帳交付対象業務への追加について、検討を行ったところであるが、当該検討会時点では、ジクロロメタン取扱い業務による労災認定件数は1件のみであり、「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」③の「当該物質等の取扱い等による疾病(がんその他の重度の健康障害)の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること」とは判断できなかったことから、当該物質に関しては、健康管理手帳の交付対象の業務となっていないところである。

(2) 検討

前回の交付対象業務への追加に係る判断時点から、時間が経過していること等から、再度、健康管理手帳交付対象業務の要件①～③について検討を加えた。

- ① 安全衛生の立場からの法令上の規制について、ジクロロメタンは、国際的には IARC(WHO 国際がん研究機構)の評価において、Group 2A「ヒトに対しておそらく発がん性がある(Probably Carcinogenic)」に分類されており、特化則の対象となっている。
- ② 疾病(がんその他の重度の健康障害)が労基則別表第1の2第7号における業務に起因する疾病として認められている
- ③ ジクロロメタンによる疾病の発生リスクについては、平成 25 年度、当該物質が胆管がんの原因とされ、3件が労災認定され、平成 26 年度の検討会により、新たに1件が労災認定されたところであるが、ジクロロメタンの使用実態について、PRTR 法に基づき、届け出のあった事業所数は 4362 事業所であること等を踏まえると、発生リスクが高いとは言えないのではないか。

労災認定疾病名	労災認定件数			
	昭和 55 年度 ～昭和 62 年 度	昭和 63 年度 ～平成 24 年 度	平成 25 年度	平成 26 年 11 月末時点
ジクロロメタンを用いて 行う校正印刷業務	0	0	3	1

このことから、健康管理手帳交付対象業務への追加となる要件①のハ及び②のイには該当するが、③には該当しないと考えられることから、交付対象業務としないことが適当であると考えられるのではないか。

職業がんの労災補償状況

別紙1

各年度中に職業がん新規に支給決定を行った者の疾病、年度別の推移

(単位:人)

疾病名	年度	～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
◎ ベンジジンにさらされる業務		397	2	4	2	3	1	409
◎ ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		99	2	2	4	1	0	108
◎ ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん		22	1	1	0	0	0	24
◎ ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん		8	0	0	0	0	0	8
◎ 石綿にさらされる業務による肺がん		2,355	480	424	400	402	382	4,443
◎ 石綿にさらされる業務による中皮腫		3,064	536	498	544	522	528	5,692
○ ベンゼンにさらされる業務による白血病		9	0	0	0	0	0	9
◎ 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん		14	0	0	0	0	1	15
◎ 1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん		0	0	0	0	0	10	10
ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん		0	0	0	0	0	3	3
電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫		25	1	3	1	1	2	33
◎ コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん		229	7	11	4	6	10	267
◎ クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん		189	3	4	2	3	2	203
◎ 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又はすす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん		77	0	1	0	0	0	78
◎ ジアニシジンによる尿路系腫瘍		5	0	1	0	0	0	6
◎ ジアニシジンによる尿路系腫瘍		2	0	1	0	0	1	4
その他のがん※		384	1	0	0	16	0	401
計		6,879	1,033	950	957	954	940	11,713

(注)◎:健康管理手帳交付対象業務 ○:特化則の対象業務

※「その他のがん」については、労基則別表第1の2第7号21に該当する疾病である。なお、平成8年度まではじん肺肺がんを含む。

平成21年度の1件は電離放射線にさらされる業務による多発性骨髄腫である。

平成21年度までは電離放射線にさらされる業務による多発性骨髄腫及び非ホジキンリンパ腫は「その他のがん」に含まれていた。(厚生労働省労働基準局補償課作成。一部改編)

平成24年度の16件は1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がんである。

ジクロロメタンの実態について

1. 業種別届出事業所数

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）※¹において、事業者が把握した排出量・移動量について、平成 24 年度は全国で 36,504 の事業所から届出があった※²。うちジクロロメタン（塩化メチレン）は 4345 事業所から届出があった。その内訳は、下水道業 2004、一般廃棄物処理業 941、金属製品製造業 243、化学工業 213、その他 944 事業所である。なお、「その他」には 35 の業種（産業廃棄物処分業等）が含まれる。

2. 届出排出量・移動量

全国・全物質の届出排出量・移動量は約 381,368 トン（排出量約 162,239 トン、移動量約 219,128 トン）であり、うちジクロロメタンは約 18,568 トン（排出量約 11,340 トン）で、届出排出量・移動量において 4 番目に多く、総届出排出量・移動量の合計に対して約 4.9%（排出量では約 7.0%）を占める。

3. 届出排出量と届出外排出量※³の合計

経済産業省及び環境省が推計を行った平成 24 年度の全国・全物質の届出外排出量の合計は約 243,578 トンであり、届出排出量との合計は、約 405,817 トンである。うちジクロロメタンは約 20,425 トンで、届出・届出外排出量において 6 番目に多く、総届出・届出外排出量の合計に対して約 5.0%を占める。

※1：PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に 1 回届け出る。行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになる。諸外国でも導入が進んでおり、日本では 1999（平成 11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化された。

※2：対象業種であり、常用雇用者数が 21 人以上、1 トン以上を製造する等の要件を満たした事業所。

※3：対象業種に属する事業を営む事業者だが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならない事業者からの排出量や、非対象業務からの排出量、家庭からの排出量、移動体からの排出量の合計。

出典

平成 24 年度 PRTR データの概要—化学物質の排出量・移動量の集計結果—
環境省ホームページ（PRTR インフォメーション広場）